

苫小牧市 部活動ガイドライン

令和元年9月
苫小牧市教育委員会

目 次

はじめに	・・・ 2
1 学校教育における部活動の位置付けと意義	
(1) 部活動の位置付け	・・・ 3
(2) 部活動の意義	・・・ 3
2 適切な運営のための体制整備	
(1) 方針の取扱い	・・・ 4
(2) 適切な運営のための体制整備	・・・ 4
(3) 合理的で効果的な活動の推進	・・・ 5
(4) 適切な休養日等の設定	・・・ 6
3 部活動の充実に向けて	
(1) 運営上指導上の留意事項	・・・ 7
(2) 保護者・地域との連携	・・・ 7
(3) 障害のある生徒の部活動の充実	・・・ 7
資料	・・・ 9

はじめに

苫小牧市では、部活動を通して、競技・種目のスキル向上のみではなく、困難を乗り越える力、節度ある人との接し方、基本的なマナー等の社会性を培っていくとともに、目標を持ち、その達成のため自分らしく健全に生きていくことができる生徒の育成を目指します。こうした資質・能力を育むために、学校教育活動の一環として教育課程との連携を図るとともに、学校や地域の実態に即した活動を推進いたします。

苫小牧市内の中学校においては、これまででも部活動を学校教育の一環として捉え、学校経営を支える教育活動として成果を上げてきました。

一方で、充実した活動を願うことに伴い、休養日が少なかつたり、長時間にわたる活動を行ったりと、十分な休養をとれていらないという課題がありました。

本市に限らず全国的なそうした現状課題を踏まえ、平成 25 年に文部科学省が「運動部活動での指導のガイドライン」(以下、指導のガイドライン)を、平成 30 年 3 月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下、総合的ガイドライン)を、平成 30 年 12 月に文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(以下、文化部ガイドライン)を策定しました。それら総合的ガイドライン等を受け、北海道・北海道教育委員会が平成 31 年 1 月に「北海道の部活動の在り方に関する方針」(以下、道方針)を策定しました。

総合的ガイドラインにおいては、部活動の教育的意義を認めるとともに、教育課題の複雑化・多様化、教職員の多忙化、少子化等の今日的な課題に対応していくことの困難さも指摘し、部活動の在り方について見直すことを示しており、学校設置者に対しても「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定することが求められています。

苫小牧市では、道方針に則り「苫小牧市部活動ガイドライン」を定め、市内中学校の部活動の望むべき姿を明確にし、学校教育の一環として一層有意義な活動を目指してまいります。

1 学校教育における部活動の位置付けと意義

(1) 部活動の位置付け

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により学校教育の一環として行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

同好の生徒が顧問（教員や指導員）の指導のもと、自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや芸術・文化の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するためのものである。

また、部活動の様子の観察等を通じて生徒の状況理解を高めることができる等教育的意義も高い活動である。

(2) 部活動の意義

- ・スポーツや芸術・文化及び科学等に親しむことを通してその楽しさを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する資質や能力を育てる。
- ・体力の向上や健康の増進を図る。
- ・協調性、連帯感、責任感などの涵養を図る。
- ・自主性を育み、自己肯定感を高め、努力による達成感をもたらす。
- ・異年齢の交流の中で、生徒相互が励まし協力しながら生徒同士が好ましい人間関係を構築することや、指導者と指導を通じて触れ合うことにより学級と異なる人間関係の形成につなげる。
- ・部活動の活動の様子を観察することを通して生徒の状況理解を深めることができる。

部活動は、上枠に示したように、各学校の教育課程での活動や取組と結びついで、学校教育が目指す資質・能力の育成を実現する役割の一端を担っているものと考える。

その意義をより効果的・合理的に取り組むためには、学校全体として教職員が部活動の意義を押さえた上で、部活動の指導・運営に係る体制を構築する必要がある。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 方針の取扱い

本ガイドラインは、本市中学校を主な対象とする。

小学校については、学校においてスポーツや文化活動等を教育活動の一環として行っている場合は、学校が児童の発達の段階や教師の勤務負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定する。教育活動外であっても同等の活動をする場合にあっては、当該団体に児童の心身の発達に応じて本ガイドラインを参考に対応していただくよう依頼することが必要である。

(2) 適切な運営のための体制整備

① 活動方針の策定

各学校の校長は、本ガイドラインに則り、「学校の部活動に係る活動方針」(以下、活動方針)を策定する(令和元年度は努力目標とする)。

また、活動方針については、学校だよりやホームページ等で公表し周知に努める。

② 活動計画等の作成

各学校は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成する。活動計画及び活動実績については、市教委が示す例に準じた様式にて作成することが望ましい(資料2)。

③ 保護者への啓発

部活動顧問等は、年間及び月間の活動計画や活動全般及び大会出場等に要する経費等について、適宜資料を配布する等保護者や生徒の理解を得るようにするとともに、校長は、活動や費用が保護者等の過度な負担とならないよう指導する。

④ 苫小牧市としての環境整備

苫小牧市教育委員会は、各学校における部活動が有意義にかつ円滑に実施され、本ガイドラインが効果的に実施できるよう、教職員に対しての部活動指導等に関する研修を実施するとともに、部活動指導員の配置についても検討を進めます。

(3) 合理的で効果的な活動の推進

① 適切な部の設置

校長は、生徒や教師の数、指導内容の充実、生徒の安全確保及び教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動が実施できるよう、適正な数の部を設置する。また、部活動顧問の決定にあたっては、学校運営全体を考慮し、可能な限り複数の顧問を配置する等、学校全体として適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう考慮する。

② 合同による部活動

少子化に伴い、単一の学校では特定の競技や文化活動を行うことができない場合、教育課程との関連を勘案して、複数校の生徒による合同部活動を実施することを学校及び学校間並びに競技団体において検討しても良い。ただし、この場合、練習場所への移動に伴う時間や安全確保等について事前に確認を行い、生徒や部活動顧問の負担とならないようにするとともに、単独校の部活動と同様の活動時間や休養日を設定することとする。

③ 生徒指導の観点の重要性

部活動の運営においては、生徒指導の視点に立った取組に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、従前からある学校の会議（生徒指導委員会等）を効果的に活用し、交流することが望ましい。

④ 適切な指導

校長及び部活動顧問は、「指導のガイドライン」や「総合的ガイドライン」、「文化部ガイドライン」、「道方針」に則り、生徒の心身の健康管理や事故防止に万全を期す。

運動部顧問は、スポーツ医学等の見地から、トレーニングの効果を高めるためには休養を適切にとることが必要であることや、過度の練習はスポーツ障害や外傷のリスクを高めてしまうこと等について正しく理解して指導にあたる。

生涯にわたってスポーツや芸術・文化、科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションをよく取るとともに、観察を行い、生徒がバーンアウトすることのないよう留意して活動させる。

また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識に基づいた活動を行うことが重要である。

⑤ 体罰やハラスメントの根絶

体罰は、学校教育法で禁止されており、絶対に許されないことである。部活動

顧問は、生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは決してあってはならず、校長は、全教職員に体罰根絶の指導を徹底する。

また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントによって生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう配慮する。

(4) 適切な休養日等の設定

① 適切な活動時間等

部活動は、多くの教育的な意義があり、生徒の人間形成に大きく役立つものではあるが、生徒の教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるような活動時間や休養日等の設定が重要である。

② 活動時間設定

- ア) 原則、1日の活動時間は平日2時間、学校休業日は3時間とする。
- イ) 中体連等が主催する大会等の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合には、活動時間の上限（特例）の範囲内（次項目ウ）で活動することができる。この取扱いをした場合でも、生徒の体調等を観察し、バランスのとれた生活を過ごせるよう十分留意する。なお、ここでいう参加大会については、中体連主催に限定しない。
- ウ) 【活動時間の上限（特例）】1日の活動時間は、平日では3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は長くとも16時間程度とする。
- エ) 活動時間には、準備・片付け時間は含めなくて良い。
- オ) 合同チーム等の練習場所への移動時間は活動時間に含めなくて良い。ただし、長時間の移動を伴う場合等については、当日・別日の休養の設定について留意する。

③ 休養日設定

- ア) 原則、週2日以上（平日1日、土日1日以上）を設定した上で、1年を52週とし年間累計休業日を104日以上とする。
- イ) 学校閉庁日も休養日（9日）とし、合計113日を確保する。
- ウ) 大会やコンクール等の前日から起算した1ヶ月以内の期間の週末、または祝日にやむを得ず活動を行う場合は、休養日を他の日に振り替える。

- 工) 長期休業中の休養日は、課業日の扱いに準ずるが、長期休業の趣旨を鑑み、部活動以外の多様な活動もできるようある程度長期の休養期間を設けることが望ましい。
- 才) 道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、ノーブル活動 DAY とする。（令和2年度以降）

③ 非常変災等の対応

上記①～③の扱いに関わらず、非常変災等における対応については、苦小牧市学校防災対応マニュアルを原則とする。

④ 参加する大会等

各学校においては、生徒や部活動顧問の過度の負担とならないよう参加する大会やコンクール等を精査する。

3 部活動の充実に向けて

（1）運営上指導上の留意事項

- ① 各学校において、「指導のガイドライン」や各種競技・種目団体の作成する指導の手引き等を基に効果的・合理的な指導に努めるとともに、生徒に過大な肉体的負荷を課したり精神的負荷を与える等しての練習とならないよう配慮する必要がある。
- ② 会計の取扱いについては、学校の私費会計の取扱いの規定に基づき、徴収・執行する。諸帳簿等についても校内の規定に基づいた保管・運用を行う。

（2）保護者・地域との連携

校長は、部活動参観等、保護者に部活動を公開する場を設ける等により、保護者への部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりに努める。

（3）障害のある生徒の部活動の充実

校長は、部活動を通じて、障害のある生徒と障害のない生徒が交流する場を設けるよう努める。

4 本ガイドラインの実施について

本ガイドラインは、令和元年7月に各学校に提示し、令和2年度末までを試行期間とする。試行期間中にガイドラインの内容や各種様式について検討を行い、評価に基づいて改善を行い、令和3年度から完全実施とする。

参考・引用文献

- ・「運動部活動での指導のガイドライン」
(平成 25 年 5 月 文部科学省)
- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
(平成 30 年 3 月 スポーツ庁)
- ・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
(平成 30 年 12 月 文化庁)
- ・「北海道の部活動の在り方に関する方針」
(平成 31 年 1 月 北海道・北海道教育委員会)

資 料 編

【資料1】

「苫小牧市立○○中学校の部活動に係る活動方針」【参考例】

1 活動方針策定の趣旨等

- ・本校は、学校教育目標等を踏まえ、「道立学校に係る部活動の方針」「苫小牧市部活動ガイドライン」に則り、「○○中学校の部活動に係る活動方針」(以下、「本方針」という。)を策定する。

(1) 部活動の位置付け

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により学校教育の一環として行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

同好の生徒が顧問(教員や指導員)の指導のもと、自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツや芸術・文化の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験するためのものである。

また、部活動の様子の観察等を通じて生徒の状況理解を高めることができる等教育的意義も高い活動である。

(2) 部活動の意義

部活動は、各学校の教育課程での活動や取組と結びついて、学校教育が目指す資質・能力の育成を実現する役割の一端を担っているものと考える。部活動の意義は以下のように押さえる。

- ・スポーツや芸術・文化及び科学等に親しむことを通してその楽しさを味わい、生涯にわたって豊かな生活を継続する資質や能力を育てる。
- ・体力の向上や健康の増進を図る。
- ・協調性、連帯感、責任感等の涵養を図る。
- ・自主性を育み、自己肯定感を高め、努力による達成感をもたらす。
- ・異年齢の交流の中で、生徒相互が励まし協力する中で生徒同士が好ましい人間関係を構築することや、指導者と指導を通じて触れ合うことにより学級と異なる人間関係の形成につなげる。

以上の意義を踏まえ、部活動の活動の様子を観察することを通して生徒の状況理解を深めることができる。その意義をより効果的・合理的に取り組むためには、学校全体として教職員が部活動の意義を押さえた上で、部活動の指導・運営に係る体制を構築する必要がある。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の(又は別紙の)部活動を設置する。

【ここに学校に設置する部活動の名称を掲載、又は「別紙」により掲載する。】

(2) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

- ・各部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- ・校長は、部活動顧問に対し、当該顧問が年間及び毎月の活動計画、活動全般及び大会出場等に要する経費等に係る資料(部活動通信等)を配布する等して、「活動方針」とあわせて、保護者・生徒の理解を得るよう指導するとともに、部活動顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないよう指導する。

(3)指導・運営に係る体制の構築

- ・校長は、生徒や教師の数を踏まえ、指導内容の充実(部活動顧問の専門性等)、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- ・部活動顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、可能な限り、部活動ごとに複数の顧問を配置する等、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制が構築されるよう十分考慮する。
- ・各部活動においては、生徒指導の視点に立った部活動運営に努め、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場(生徒指導委員会等)を定期的に設ける。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動推進のための取組

- ・部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度等の環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

3 適切な休養日等の設定

- ・部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 活動時間設定

- ア)原則、1日の活動時間は平日2時間、学校休業日は3時間とする。
- イ)中体連等が主催する大会等の前日から起算して1ヶ月以内の期間の場合には、活動時間の上限(特例)の範囲内(次項目ウ)で活動することができる。この取扱いをした場合でも、生徒の体調等を観察し、バランスのとれた生活をとれるよう十分留意する。なお、ここでいう参加大会については、中体連主催に限定しない。
- ウ)【活動時間の上限(特例)】1日の活動時間は、平日では3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、1週間の活動時間は長くても16時間程度とする。
- エ)活動時間には、準備・片付け時間は含めなくて良い。

オ) 合同チーム等の練習場所への移動時間は活動時間に含めなくて良い。ただし、長時間の移動を伴う場合等については当日・別日の休養の設定について留意する。

(2) 休養日設定

- カ) 原則、週2日以上(平日1日、土日1日以上)を設定した上で、1年を52週とし年間累計休業日を104日以上とする。
- キ) 学校閉庁日も休養日(9日)とし、合計113日を確保する。
- ク) 大会やコンクール等の前日から起算した1か月以内の期間の週末、または祝日にやむを得ず活動を行う場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ケ) 長期休業中の休養日は、課業日の扱いに準ずるが、長期休業の趣旨を鑑み、部活動以外の多様な活動もできるようある程度長期の休養期間を設けることが望ましい。
- コ) 道民家庭の日(毎月第3日曜日)は、ノーペア活動DAYとする。(令和2年度以降)

(3) 非常変災等の対応

- ・上記(1)～(2)の扱いに関わらず、非常変災等における対応については、苦小牧市学校防災対応マニュアルを原則とする。

(4) 参加する大会等

- ・生徒や部活動顧問の過度の負担とならないよう参加する大会やコンクール等を精査する。

(5) 方針策定・運用に当たっての留意事項

「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインの基準を踏まえるとともに、「道立学校に係る部活動の方針」「苦小牧市部活動ガイドライン」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定するとともに、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

4 部活動の充実に向けて

(1) 運営上指導上の留意事項

- ・「指導のガイドライン」や各種競技・種目団体の作成する指導の手引き等を基に効果的・合理的な指導に努めるとともに、生徒に過大な肉体的負荷を課したり精神的負荷を与えたりする等しての練習とならないよう配慮する。
- ・会計の取扱いについては、本校の私費会計の取扱いの規定に基づき徴収・執行する。諸帳簿等についても校内の規定に基づいた保管・運用を行う。

(2) 保護者・地域との連携

- ・部活動参観等、保護者に部活動を公開する場を設ける等して、保護者への部活動への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組めるよう環境づくりを進める。

(3) 障害のある生徒の部活動の充実

- ・部活動を通じて、障害のある生徒と障害のない生徒が交流する場を設けるよう努める。

【資料2】(北海道教育委員会作成 全体計画(サンプルを含む)、月間活動計画・実績

令和元年度 ○○学校●●部 年間活動計画 (4 ~ 9月)													
日	曜日	4月			5月			6月			7月		
		☆	★	■	☆	★	■	☆	★	■	☆	★	■
1	月												
2	火												
3	水												
4	木												
5	金												
6	土												
7	日												
8	月												
9	火												
10	水												
11	木												
12	金												
13	土												
14	日												
15	月												
16	火												
17	水												
18	木												
19	金												
20	土												
21	日												
22	月												
23	火												
24	水												
25	木												
26	金												
27	土												
28	日												
29	月												
30	火												
31	水												
4月休養日数計		0	0	5月休養日数計	0	0	6月休養日数計	0	0	7月休養日数計	0	0	
8月休養日数計		0	0	9月休養日数計	0	0	9月休養日数計	0	0	9月休養日数計	0	0	

令和元年度 ○○学校●●部 年間活動計画（4～9月）【記入例】

顧問名	

平成31年4月 活動計画

月 日	曜日	活動開始及び終了時間 課業日 休業日	時間計 課業日 休業日	活動内容	活動場所	休養日 平日 土日	活動開始及び終了時間 課業日 休業日	時間計 課業日 休業日	活動内容	活動場所	休養日 平日 土日
4月1日	月	～	～				～	～			
4月2日	火	～	～				～	～			
4月3日	水	～	～				～	～			
4月4日	木	～	～				～	～			
4月5日	金										
4月6日	土										
4月7日	日										
4月8日	月	～	～				～	～			
4月9日	火	～	～				～	～			
4月10日	水	～	～				～	～			
4月11日	木										
4月12日	金										
4月13日	土										
4月14日	日										
4月15日	月										
4月16日	火										
4月17日	水										
4月18日	木										
4月19日	金										
4月20日	土										
4月21日	日										
4月22日	月										
4月23日	火										
4月24日	水										
4月25日	木										
4月26日	金										
4月27日	土										
4月28日	日										
4月29日	月										
4月30日	火										

今月の活動計画

活動時間(平均)	休養日(合計)
#DIV/0!	平日 0
#DIV/0!	土日 0

今月の活動実績

活動時間(平均)	休養日(合計)
#DIV/0!	平日 0
#DIV/0!	土日 0